

平成26年度から

個人住民税（町県民税）の均等割額が

改正されます

（1）法律の趣旨

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第2条に定め

る基本理念に基づき、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税の均等割の標準税率について、地方税法（昭和25年法律226号）の特例が定められました。（東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号））

（2）特例の内容

・県民税及び町民税の均等割にそれぞれ500円が加算されます。

・特例期間は平成26年度から平成35年度までの10年間です。

均等割	現行 (平成25年度)	特例期間 (平成26年度から 平成35年度まで)
県民税※	1,500円	2,000円
町民税	3,000円	3,500円
合計	4,500円	5,500円

※鳥取県では、県民税均等割に森林環境保全税として500円が上乗せされています。

消費税・ 地方消費税の 税率引上げについて

社会保障を充実・安定化させるための財源として、平成26年4月1日から消費税率（地方消費税を含む）が8%に引き上げられることになりました。

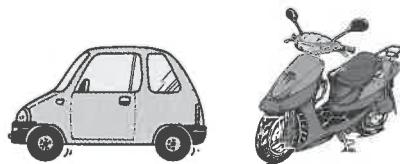
鳥取県では、消費税増税に対する県民の不安を解消するとともに、増税後に懸念される県内経済への悪影響に対処するため、県内の関係機関が連携し、消費税に関する啓発や相談対応を行うことを目的として、「鳥取県消費増税対策本部」が設置されました。

消費税に関する消費者、事業者の相談窓口も設けられていますので、詳しくは鳥取県消費増税対策本部へお問い合わせください。

◆問い合わせ先

鳥取県消費増税対策本部
(未来づくり推進局企画課内)
☎ 0857-26-7644

軽自動車税の 廃車・名義変更 手続きについて



届出先

鳥取県軽自動車協会
☎ 0857-28-7021

車種によって届出先が異なりますのでご注意ください。

- ① 軽四輪自動車、自動二輪車（排気量が125ccを超えるオートバイ）など

② 原動機付自転車（排気量が125cc以下のオートバイ）、小型特殊自動車農業用・その他（トラクターなど）

【届出先】

役場税務課または各支所総合窓口課

◆問い合わせ先

役場税務課

☎ 0859-5208

軽自動車税は4月1日現在で、町内に軽自動車などを所有している人、または法人に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更手続きをされた場合は、旧所有者の方（4月1日現在の名義人）に課税されますのでご了承ください。

3月末は各受付窓口が大変混雑しますので、早めの廃車・名義変更手続きをお願いします。

役場税務課

☎ 0859-5208

